

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	4年度予算額	5年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(16) 障害福祉サービス等 (就労継続支援A型)	本省	—	1,385,866の内数	1,472,806の内数	86,941の内数	—
事案の概要	障害福祉サービスを提供する事業者に対しては、その対価として報酬が支払われることとなっているが、基本報酬単価は提供するサービスごとに定められ、各事業所のサービス提供体制に応じて加算・減算される仕組みとなっている。近年、総費用額・利用者数が増加傾向にある就労継続支援A型の基本報酬について、就労継続支援A型における報酬改定後の基本報酬算定状況や一般就労への移行実績について検証するとともに、市町村が個々の利用者の状態等を勘案した上で行う支給決定に地域差が生じていないか検証する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

基本報酬算定に係る指標のうち「生産活動」の判定スコアが両極化していることから、各事業者の生産活動収支の向上に向けた取組及びその成果を適切に評価できるような報酬への見直しを図るなど、経営改善を促していくべきである。

基本報酬算定に係る獲得スコアの低い事業所の一般就労への移行実績が低調となっている傾向があることから、事業者が、本人の希望を踏まえつつも、一般就労への円滑な移行を実現できるような取組を促すため、移行に向けた取組や移行実績を踏まえた報酬への見直し等を検討すべきである。

2. 市町村における支給決定等の状況

適切なサービス利用を図る観点から、市町村は基本的に暫定支給決定を行うべきとされているが、当該支給決定をせず、単に「利用者の希望どおり本支給決定することとしている」市町村が高い割合を占めている。また、支給決定の更新要否の判断に当たって、サービス利用状況や利用者の就労能力等について十分に勘案されないまま支給決定の更新が行われている可能性があることから、個々の利用者の状態等が適切に勘案された上で、地域によって支給決定及び支給決定の更新の取扱いにばらつきが生じないようにするため、具体的な対応を検討すべきである。

反映の内容等

1. 及び2. について

・「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」(社会保障審議会障害者部会報告書(令和4年6月13日))において、「一般就労への移行も含めた利用者のニーズに沿った支援の提供や十分な生産活動の実施が図られるように、具体的な方策を講じていくことを検討すべきである。」「支援の質の向上や生産活動の活性化を促す観点から、スコア方式の導入後の状況を検証・分析した上で、より充実した支援や生産活動に取り組む事業所を的確に評価できるようにするために、どのような評価項目や評価点を設定することが考えられるか。経営改善計画の作成等の措置によっても早期の改善にはつながっていない事業所があることを踏まえて、特に、複数年にわたって経営改善計画の対象となっている事業所に対して、どのような実効性のある対応を図ることが考えられるか等について検討すべきである。」とされたこと等を踏まえ、次期報酬改定(令和6年度)に向けて検討を行っている。

・サービス利用状況や利用者の就労能力等について十分に勘案して支給決定を行い、地域によって支給決定及び支給決定の更新の取扱いにばらつきが生じないようにするため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)」において、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスである「就労選択支援」の創設が行われた。